

## 第4章 計画の実現に向けて

---

- 第1節 計画の推進方針
- 第2節 重点的施策の推進



## 第4章 計画の実現に向けて

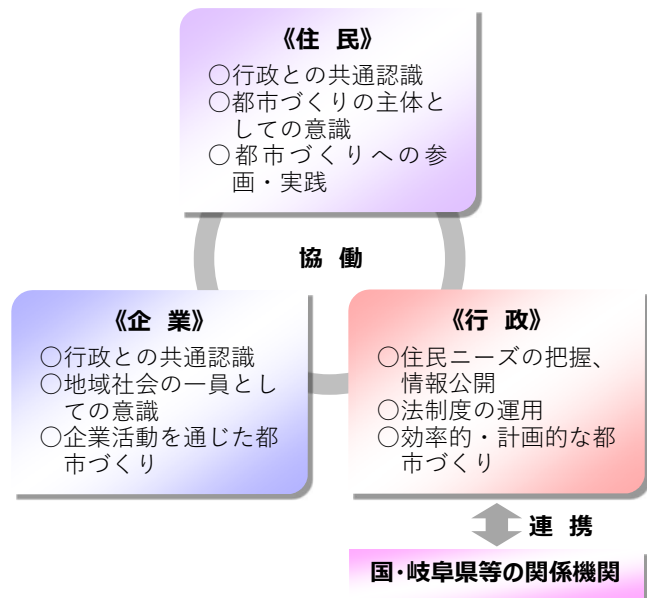
### 第1節 計画の推進方針

本計画は、本町の将来都市像を明確に示し、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を果たします。今後は、本計画を実現するために、以下の方針に基づいた取り組みを進めます。

#### 1 住民・企業との協働、関係機関との連携強化

将来都市像の実現に向けた具体的な事業にあたっては、住民や企業、関係機関の理解と協力が不可欠であり、それぞれの得意分野を活かした活動体制の構築が重要です。

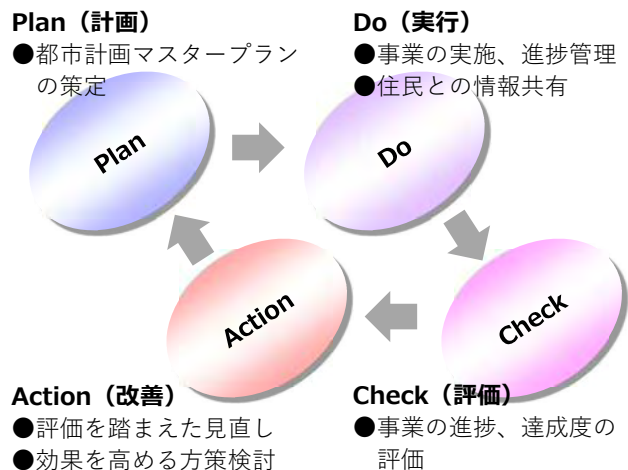
そのため、都市づくりに関する情報の提供・共有、都市づくりの課題や提案を受ける広報広聴機会の充実等を図り、住民や地域、企業、関係機関との協働による都市づくりを推進します。



#### 2 各種事業の進捗管理、計画の見直し

社会情勢がめまぐるしく変化するなか、新たな都市づくりの課題や多様な住民ニーズへ対応するためには、事業を精査・検証し、より効果的な手法を採択して実行するといったPDCAサイクルによるマネジメントが必要です。

そのため、庁内関係部局の連携を図りつつ、各種事業の進捗状況を把握・管理するとともに、事業を評価・検証しながら、必要に応じて本計画を見直します。

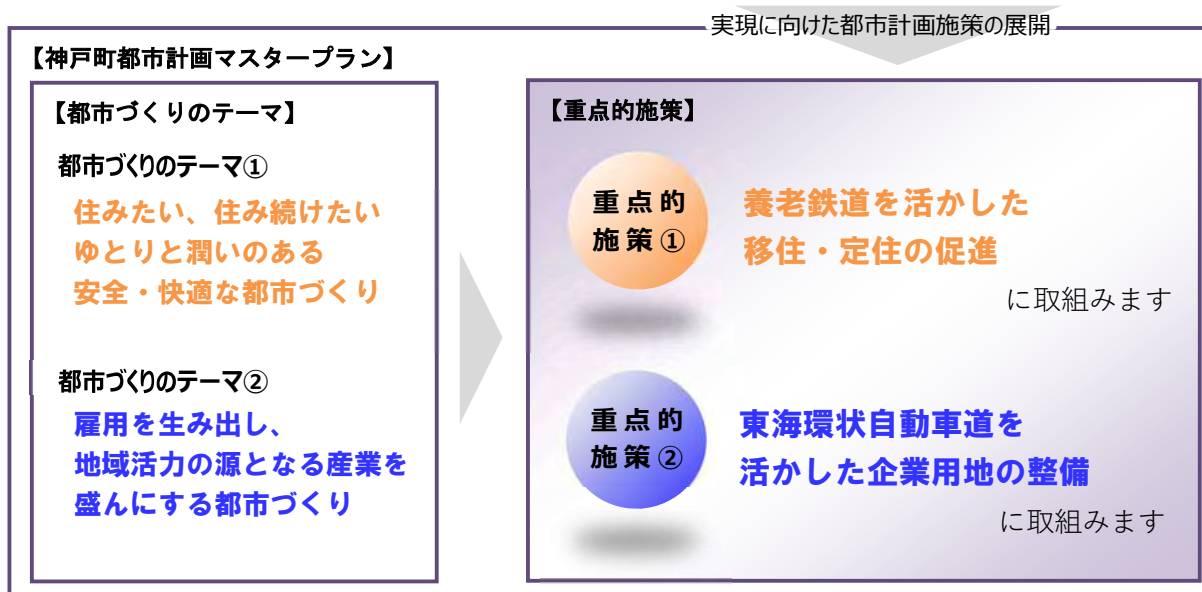
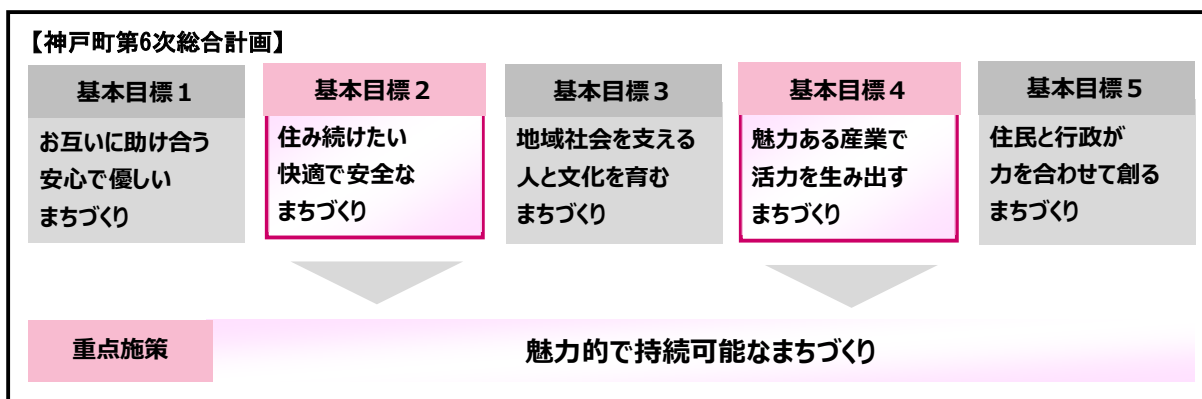


**第2節 重点的施策の推進**

本格的な人口減少・高齢化社会を迎えるなか、本計画では『住みたい、住み続けたい ゆとりと潤いのある安全・快適な都市づくり』及び『雇用を生みだし、地域活力の源となる産業を盛んにする都市づくり』の2つを都市づくりのテーマとしています。

また、まちづくりの基本方針を定めた「神戸町第6次総合計画」では、以下の5つを基本目標としています。このうち、住民が安心して暮らせる生活環境の確保を目的とした『住み続けたい快適で安全なまちづくり』、及び地域経済の活性化を図ることを目的とした『魅力ある産業で活力を生み出すまちづくり』は、都市計画に関連する重要な基本目標といえます。さらに、「神戸町第6次総合計画」では、5つの基本目標を総合的に実現するための重点施策として『魅力的で持続可能なまちづくり』を掲げており、本計画においてもこれらを踏まえた都市づくりが必要です。

よって、総合計画を実現するための具体的な土地利用や都市基盤の整備方針を定める本計画においても、総合計画の重点施策に即し、日常生活の足となる養老鉄道を活かした若い世代の移住・定住促進と、地域活力の源となる産業・雇用の創出を図る取組みを重点施策として位置づけ、積極的な事業展開を図ります。



重点的  
施策①

## 養老鉄道を活かした移住・定住の促進

養老鉄道については、沿線市町が資金を拠出して鉄道施設を保有する一般社団法人を設立し、存続を図っていくこととなりましたが、平成元年には年間約690万人であった利用者数が令和3年には約520万人へと減少が進んでおり、今後も沿線市町の人口が減少していくなか、通勤・通学をはじめとする日常的な利用者を確保していくことが大きな課題となっています。

また、平成29年に沿線市町が共同して策定を進めた養老線交通圏地域公共交通網形成計画では、1つ目の課題として『沿線市町が目指すまちづくりと一体となった戦略的な公共交通ネットワークの形成』が挙げられていることから、今後、本町としても養老鉄道をまちづくりに活かしていく取組みを進めることで日常的な利用者の確保を図る必要があります。

一方、本町が直面する人口減少・高齢化の進行という課題への対応として移住・定住を促進する上では、その受け皿となる宅地の供給を行う必要がありますが、人口減少社会にあって移住・定住先として選ばれるためには、利便性が高い立地で良好な宅地の供給を行っていく必要があります。

以上から、大垣や名古屋へのアクセス性が高い駅周辺での移住・定住を促進することにより、本町の活性化と併せて養老鉄道の利用者確保を図ります。

実施にあっては、広神戸駅周辺を中心部の特に空家が増加している地域での建替えや空家バンクを活用し、空家の利活用を促進していきます。

さらに、移住・定住促進以外の面での養老鉄道の日常的な利用者の確保を図るための取組みとして、パークアンドライドの促進や鉄道及びバスの利用費助成等の支援を継続することで、公共交通の利用を促進するとともに、移動ニーズの変化に対応した公共交通サービスの充実を図ります。

重点的  
施策②

東海環状自動車道を活かした企業用地の整備

西座倉地区では、東海環状自動車道の**大野神戸IC**の整備を見据え、国や岐阜県の方針・目標を踏まえつつ、新たな産業拠点を形成すべく、都市基盤の整備と土地利用の向上を図るため令和3年から神戸町西座倉土地区画整理事業に着手してきました。土地区画整理事業の施行期間は令和10年3月までとなっていますが、すでに多くの企業の進出が決定しています。当該地は、大野神戸ICとの一体的な工業地として整備するものであり、岐阜県をはじめとする中京圏全体の活性化や、町内においては新たな雇用の創出、働く世代の移住・定住等、地域活力の維持・向上が期待されます。

東海環状自動車道の**本巣IC**から**大野神戸IC**までの区間が開通したことにより、今後とも広域的な交通利便性の優位性を活かした企業誘致の可能性がある一方で、神戸町西座倉土地区画整理事業の施行地区はもとより、町内の既存工業用地には事業拡大の受け皿となる用地がない状況です。

東海環状自動車道の開通により沿線自治体では企業誘致の取組みが進展し、都市間競争も激化しています。そうしたなかで、さらなる雇用の創出や地域経済の発展に向けては、中京圏における企業用地の需要を見極めながら企業用地の確保を検討するとともに、企業に対するシティプロモーション・シティセールスの取組みを強化していきます。

なお、開発を推進する企業用地には既存の集落が隣接しています。そのため、既存の生活道路と新たに整備する道路との接続に留意するとともに、緩衝帯等を設置することで大気汚染や騒音・振動による影響を低減させる等、集落の生活環境に配慮した開発を進めます。

▶西座倉地区における企業用地整備

